

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成23年11月25日～12月24日(セイヨウナタネ1件、トウモロコシ2件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
除草剤グルホシネット及びグリホサート耐性並びに雄性不稔及び稔性回復性セイヨウナタネ (改変 bar , 改変 $cp4\ epsps$, 改変 $gox\ v247$, <i>barnase</i> , <i>barstar</i> , <i>Brassica napus</i> L.) (MS8×RF3×RT73, OECD UI:ACS-BN005-8×ACS-BN003-6×MON-00073-7) (MS8、RF3及びRT73それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該セイヨウナタネから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
乾燥耐性トウモロコシ (改変 $cspB$, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) <i>Iltis</i>) (MON87460, OECD UI:MON-87460-4)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付隨する行為
除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (改変 $cp4\ epsps$, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) <i>Iltis</i>) (MON87427, OECD UI:MON-87427-7)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付隨する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成23年11月25日(金)から12月24日(土)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数 180通

整理した意見数 11件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成23年11月25日～12月24日(セイヨウナタネ1件、トウモロコシ2件))

意見分野	意見要旨	対応方針	件数
1 生物多様性影響 関係	遺伝子組換え農作物の承認には反対です。生態系への影響を今の科学で判断する事に不安を覚えます。10年、20年後など長期的に生態系への影響があるのではないでしょうか。様々な観点から検討されているのでしょうか。科学的に納得できる安全性評価が必要です。予防原則に基づいた慎重な審査が必要です。原子力発電所の事故による放射性物質の不安が残る中、承認するのは納得いきません。	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱えるさまざまな課題を解決する有効な手段としての期待がある一方、当該技術を利用してつくられる生物を、食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国において遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法に、飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法に、そして生物多様性影響に関する安全性については遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、申請ごとに審査を行います。</p> <p>生物多様性への影響があるかどうかについては、雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の產生性）、導入された遺伝子が在来の野生植物と交雑して拡がらないか（交雑性）等の観点から、最新の科学的知見に基づいた審査を、農林水産省及び環境省で以下のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none">① 申請者から申請書とともに最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書（緊急措置計画書）等を要求② 提出データ等の妥当性等を確認③ 学識経験者からの意見を聴取④ 必要に応じて申請者に対して追加データ、試験等を要求⑤ 承認の可否を判断 <p>これらの結果、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認められたものののみを承認しており、これまでのところ95件の遺伝子組換え作物の一般使用に関する承認を行っています。</p>	87

		<p>承認した後に、モニタリング調査の結果や、科学的な知見の充実などにより、新たに生物多様性影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合には、遺伝子組換え生物の使用方法等を定めた第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとしているところです。</p> <p>さらに、仮に、将来我が国の生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合には、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するためにとるべき措置について定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることとしております。</p> <p>加えて、主務大臣は、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることとしており、このような措置により生物多様性に影響が生ずることがないよう対応することとしています。</p> <p>なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。</p>		
2	生物多様性影響 関係	<p>遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価について事業者からの申請では、データの改ざん等の可能性があります。非公開となっている社外秘情報も公開した上で第三者が調査すべきではないでしょうか。標準手順書では「より透明性の高い」審査が謳われていますが、そのねらいとはかけ離れた実態といわざるを得ません。また、少ない検査項目、多くの推測、経験則、文献・データの引用のみに基づいた結果であるという印象をうけます。</p>	<p>遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく承認には、隔離ほ場試験及び一般使用（栽培、輸入・輸送等）の承認があります。それぞれの審査で、農林水産省及び環境省は、除草剤、害虫等を用いた生物検定や形態及び生育の特性等の多数かつ多様な試験データを要求し、申請者から必要とされる全てのデータが提出されれば、統計的な解析を含めデータの科学的な検証、検討を行っています。不足するデータ等があった場合には、データの追加提出等を求めていたり、内容が不適切であったり、試験方法が不適当な場合には、試験のやり直しや追加試験の実施等を申請者に求めています。必要な試験データを全て取り揃えた上で、様々な分野の学識経験者の専門的な知見や経験に基づく検証・検討を行っています。したがって、多数の公開データと整合をとつて一部のデータのみを改ざんすることは困難と考えられます。</p> <p>なお、技術情報などの社外秘情報や個人名、所属などの個人情報について、開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるものと判断される情報のみを非公開としています。</p> <p>また、生物多様性に影響を及ぼすおそれのある性質に関して、宿主と</p>	26

		<p>遺伝子組換え生物との相違等の評価においては、適切な統計学的検定が必要になります。</p> <p>一般に、自然科学の分野において、野外試験等のデータについては統計処理を行うことが基本です。統計処理を行っていない試験データでは、比較するデータの差に意味があるかどうかを判断することは困難であり、統計処理を行った結果を基にデータの差に意味があるかどうか等の判断を行うことが妥当であると考えています。</p> <p>生物多様性影響評価の審査では、競合における優位性、有害物質の產生性、交雫性のように生物多様性に影響を及ぼすおそれのある性質について評価を行う際、遺伝子組換え農作物と対照の非組換え農作物との間で、比較試験を行っています。このとき評価項目ごとに適切な統計学的検定が行われているかどうかを確認し、データの妥当性を確認しています。しかし、多数ある評価項目の各々が生物多様性に対して同程度の影響を及ぼす訳ではないので、統計学的検定の結果のみではなく、項目全てを総合的に検討してはじめて生物多様性への影響の有無について判断することができます。今回の案件についても、学識経験者の意見を聴取しつつ多数の評価項目を総合的に検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれないと判断しています。</p> <p>さらに、農林水産省では、一昨年8月に遺伝子組換え農作物の審査・管理の能力や透明性及び科学的一貫性を向上させるため、審査・管理の標準的な手順をまとめた「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」を公表し、その手順に添って審査を行っています (http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/sop/index.html)。標準手順書に則った審査では、科学的データや学識経験者からの意見に基づいて内容の妥当性につき確認し、審査報告書の作成に当たっては、非公開の情報についても可能な限りその概要を記述するとともに、審査の際に参照した科学データ等を引用文献のリストとして明示しています。</p>	
3	生物多様性影響 関係	<p>現行の生物多様性影響評価の対象は野生動植物に限られていますが、カルタヘナ法を改正し、対象として農作物や外来種も入れるべきだと思います。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響評価は、「遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領」（平成15年11月21日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）等に基づき実施しています。</p> <p>同実施要領では、雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合</p>

		<p>における優位性)、野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の產生性）、導入された遺伝子が在来の野生植物と交雫して拡がらないか（交雫性）等の項目について、最新の科学的知見等に基づき、対象となる遺伝子組換え生物の第一種使用によって影響を受ける可能性のある野生動植物を特定し、それらの種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かを、評価することとしています。</p> <p>今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って、野生動植物や微生物への影響を科学的データや生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて審査し、学識経験者からも「生物多様性影響評価書の結論は妥当である」との意見が得られたことから、これら一連の審査結果をまとめ、生物多様性に影響を及ぼすおそれないと国として判断したところです。</p> <p>野生動植物に加え、農作物や外来種もカルタヘナ法の対象としてはどうかというご意見ですが、農作物は、人が野生植物から改良に改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。外来種は、そもそも我が国固有の生態系を構成する動植物ではなく、日本の野生動植物とは根本的に異なることから、同様には扱えません。</p> <p>遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雫は、農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雫・混入防止のための取組が重要と考えています。</p>		
4	生物多様性影響 関係	<p>遺伝子組換えセイヨウナタネに導入された遺伝子から発現する BARNASE 蛋白質は酵素として働き RNA を分解します。ということはヒト細胞も含めた RNA 一般に対して酵素として働きうるのではないかでしょうか。</p>	<p>今回申請のあった遺伝子組換えセイヨウナタネは、除草剤グリホサート耐性を持つ系統RT73 と雌性系統（雄性不稔）のMS8 を掛け合わせ、さらにグルホシネート耐性及び雄性不稔回復性を有する系統RF3 を掛け合わせた系統です（スタック系統）。</p> <p>本スタック系統が持つ <i>barnase</i> 遺伝子は、プロモーターの働きにより、植物だけが持ち开花期の一時期に存在する葦内のタペート細胞（花粉が成熟するまでの間、花粉に栄養分などを供給する働きをする細胞）で特異的に発現し、その他の組織では発現しません。<i>barnase</i> 遺伝子が発現する BARNASE 蛋白質は、その酵素活性により RNA を分解することが知られていますが、タペート細胞以外の細胞での作用は報告されておらず、親系統の評価時も含め BARNASE 蛋白質による予期しない影響は確認されていません。さらに本スタック系統が持つ <i>barstar</i> 遺伝子により発現する BARSTAR 蛋白質は、BARNASE 蛋白質と特異的に結合し、BARNASE 蛋白質の持つ酵素活性を阻害します。</p>	1

			また、本スタッフ系統の親系統については、それぞれの系統ごとに食品や飼料に関する安全性が既に確認されており、BARNASE 蛋白質は、ヒトや動物が摂取しても、他の核酸（DNA、RNA）や蛋白質同様、消化管で分解されることが確認されています。したがって、ヒトや動物の細胞内で酵素として機能することは考えられません。	
5	生物多様性影響関係	遺伝子組換えトウモロコシ（乾燥耐性）に導入された遺伝子から発現する改変 CSPB 蛋白質は、乾燥などのストレス条件下で RNA 上に形成された2本鎖を解消することにより RNA を安定化させるのであれば、改変 CSPB 蛋白質を摂取した動物において、異常化した RNA も安定化し発癌する可能性等はないのでしょうか。	<p>今回申請のあった遺伝子組換えトウモロコシ（乾燥耐性）に導入された改変 <i>cspB</i> 遺伝子が発現する改変 CSPB 蛋白質は、本組換えトウモロコシにおいて、乾燥ストレスによる限定された条件下で、RNA の二次構造を解消することにより翻訳を安定させることができます。</p> <p>一方、CSPB 蛋白質が、植物細胞内で転写を直接誘導するような機能を持っているとの報告や酵素活性を有するとの報告はないことから、酵素として働き新規の代謝産物が生じることはなく、植物の代謝経路に影響を及ぼすことはないと考えられます。</p> <p>また、食品や飼料に関する安全性が既に確認されており、それらの評価において、当該蛋白質の量は極めて少なく、かつ消化により完全に分解されることが確認されています。</p> <p>よって、ヒトや動物において細胞内まで改変 CSPB 蛋白質が運ばれて、発癌を誘導する可能性はないと考えられます。</p>	1
6	昆虫への影響関係	遺伝子組換え農作物は、ミツバチ等何らかの影響を昆虫に及ぼすのではないかでしょうか。生態系への影響が懸念されます。	<p>遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価にあたっては、競合における優位性、有害物質の產生性、交雑性等の項目について審査しています。花粉の飛散や害虫以外の昆虫（非標的昆虫）に対する影響についても、こうした項目の中で検討し、影響がないと確認されたもののみ承認しています。</p> <p>また、近年、ミツバチの減少が報告されていますが、遺伝子組換え農作物が商業栽培されていない我が国でも報告されていることから、遺伝子組換え農作物が我が国のミツバチ減少の原因である可能性は低いと考えられます。農林水産省が平成 21 年に実施した調査では、最終的な要因は特定できなかったものの、ミツバチからアメリカ腐蛆病菌の DNA が検出されたこと等が報告されています。</p>	4
7	交雑関係	遺伝子組換え農作物は花粉	農作物はその種類によって、特定の野生植物としか交雫しないことが	35

		<p>の飛散により、非組換え農作物にも影響を与えるのではないかでしょうか。在来種が淘汰されてしまい種の絶滅に至る危険性があると思います。</p>	<p>知られています。今回、意見・情報の募集を行った3系統の遺伝子組換え農作物のうち、トウモロコシ（2系統）については、我が国に交雫可能な近縁野生種は存在しません。セイヨウナタネ（1系統）については、我が国に交雫可能な在来の近縁野生種は存在しないので、交雫可能な外来の近縁種と交雫に起因して、間接的に生物多様性影響が生ずる可能性について評価を行っています。その結果、交雫により生じた雑種が競合において優位になり、他の野生動植物を駆逐する可能性等は極めて低いと評価しています。</p> <p>農作物は、人が野生植物から改良に改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。日本の野生植物とは根本的に異なることから、同様には扱えません。遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雫は、一般的に生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雫・混入防止のための取組が重要と考えています。</p> <p>なお、これまでのところ95件の遺伝子組換え作物について、輸入や流通、栽培等の一般使用に関する承認を行っています。これまでに承認した遺伝子組換え作物は、海外での大規模栽培等を前提とした品種であり、現在、国内で商業的に栽培されている食用の遺伝子組換え作物はありません。</p>	
8	交雫関係	<p>日本の港湾等の各地で遺伝子組換えセイヨウナタネの自生や近縁種との交雫が確認されています。遺伝子組換えセイヨウナタネの侵入は、生態系にとって取り返しのつかない事態を引き起こすと思います。徹底した調査が必要ではないでしょうか。</p>	<p>遺伝子組換え農作物については、輸入・流通・使用等に先立って、カルタヘナ法に基づく生物多様性への影響に関する科学的な審査が必要です。生物多様性への影響が生じるかどうかについては、カルタヘナ法に基づき、雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の產生性）、導入された遺伝子が在来の野生植物と交雫して拡がらないか（交雫性）等の観点から審査しており、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみ承認することとしています。</p> <p>遺伝子組換えセイヨウナタネについては、運搬時にこぼれ落ちて生育しても生物多様性への影響はないと評価され、輸入や流通を認めています。また、セイヨウナタネと交雫可能な近縁種（外来種）との交雫に起因して、間接的に生物多様性影響が生ずる可能性についても評価を行っています。評価の結果、近縁種との交雫性に関しては、雑種そのものの形成が困難であったり、雑種が形成されたとしても、その後代の稔性は</p>	9

		<p>低いとの報告があること等から交雫により生じた雑種が競合において優位になり、他の近縁種の個体群を駆逐する可能性は極めて低いと評価しています。なお、農作物との交雫については、農作物の品質管理の問題で、生産・流通段階における交雫・混入防止のための取組が重要です。一般的にカラシナ、ダイコン、ハクサイなど他のア布拉ナ科の作物は、開花前に収穫されることから交雫の懸念はないと考えています。</p> <p>さらに、農林水産省及び環境省では、カルタヘナ法に則り、科学的知見の充実を図るとともに承認の際には予想されていなかった生物多様性への影響が生じていないかを調べるため、生育実態調査を実施しており、導入された遺伝子が近縁種との交雫によって拡がったりする可能性は低いことが示されています。</p> <p>(農林水産省生育実態調査：http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/index.html、環境省生育実態調査：http://www.bch.biadic.go.jp/natane_1.html)</p>	
9	除草剤耐性雑草等関係	<p>除草剤耐性等の遺伝子組換え農作物の遺伝子が他の野生植物や雑草、昆虫に移行し、耐性等を持った野生植物や雑草、昆虫が国内でも増えるのではないかでしょうか。また、農薬の大量使用による人体への影響も心配です。</p> <p>組換え遺伝子の導入の有無に関わらず、農作物はその種類によって、特定の野生植物としか交雫できないことが知られています。今回申請のあったトウモロコシ（2系統）については、我が国に交雫可能な近縁野生種は存在しません。セイヨウナタネ（1系統）については、我が国に交雫可能な在来の近縁野生種は存在しないので、交雫可能な外来の近縁種との交雫の可能性について、評価を行っています。その結果、交雫により生じた雑種が競合において優位になり、他の近縁種の個体群を駆逐する可能性は極めて低いと考えています。仮に交雫した場合には、除草剤耐性の形質を有すると考えられますが、除草剤が散布されることが想定されない自然環境中で本形質が雑草化して他の野生植物に影響を与えるとは考え難く、このような雑種が生じたとしても、その雑種が優占化する可能性は低いと考えられます。</p> <p>一方、植物や昆虫では、組換え遺伝子が導入されていなくても、特定の農薬の長期散布や大量散布により、これらの動植物が特定の農薬に対する耐性を獲得することがあります。</p> <p>したがって農薬の使用に当たっては、作用機作の異なる農薬を順に使用するなど使用方法を工夫することにより除草剤抵抗性雑草や耐性昆虫の発現を極力抑えることが基本です。仮に、ある特定の除草剤に耐性を持つ植物であっても、ほかの除草剤を散布すれば枯れてしまいますし、</p>	42

		<p>草刈り等物理的な駆除も有効です。このため、どのような除草剤も効かず、防除ができないような雑草が発生するとは考えられていません。</p> <p>生物多様性影響を評価する際には、最新の科学的知見を使って評価しています。しかし、承認した後に、評価した時には予測していなかった環境の変化や、科学的知見の充実により、生物多様性影響の生じるおそれが新たに判明する可能性は否定できません。</p> <p>そこで、国では、開発した企業等に対して、承認された後も、当該遺伝子組換え農作物の栽培などに伴う生物多様性への影響などについて、新しい情報を集めるよう求めているほか、遺伝子組換え植物の実態調査等、国自らも情報収集に努めているところです。</p> <p>また、承認した後に生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合に備えて、申請者（開発した企業等）に対して、緊急時にどのように対応するかを決めた計画書をあらかじめ作っておくよう求めています。さらに、担当大臣は、生物多様性影響を防ぐために、必要に応じて使用方法の変更や栽培を中止させるなどの命令をすることとしています。</p> <p>以上のように、承認した後も生物多様性影響に関する情報収集や科学的知見の充実に努めており、仮に生物多様性影響が生ずるおそれが判明した場合でも、適切な措置を行うことによって安全が確保できるような仕組みです。</p> <p>なお、農作物に付着した農薬が収穫された作物に残り、これを摂取しても人の健康に影響が出ないよう、農作物・農薬ごとに農薬の使用基準や残留農薬基準値が定められており、農薬を使用基準どおりに使用して生産される農作物を食べても、健康に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。</p>		
10	学識経験者・パブリックコメント関係	生物多様性影響評価は、どのような学識経験者が検討されているのでしょうか。反対の意見を持つ学識経験者の意	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え植物の使用による生物多様性への影響は、雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、野生動植物に対して、有害な物質を生産しないか（有害物質の產生性）、導入された遺伝子が在来の野生植物と交雑して拡がらないか	18

	<p>見は反映しないのでしょうか。また、申請企業から研究費等の提供を受けているのではないかでしょうか。</p>	<p>(交雫性) 等の項目について、科学的データに基づいた評価を行い、第一種使用規程に則って遺伝子組換え農作物を使用した場合に我が国の生物多様性に影響を生ずるおそれがあるか否かについて、判断する仕組みです。</p> <p>今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って、科学的な妥当性等も含めて行政部局で審査し、学識経験者からも生物多様性影響が生ずるおそれはない旨の意見が得られたので、これら一連の審査結果をまとめ、生物多様性に影響を及ぼすおそれはない旨、国として判断したところです。</p> <p>学識経験者からの意見の聴取は、生物多様性影響評価が科学的に妥当か否かを判断するものであって、遺伝子組換え農作物について、賛成や反対といった意見を求め、その調整を行うといった性格のものではなく、遺伝子組換え農作物を承認して良いか否かを判断するものではありません。</p> <p>学識経験者については、生物多様性影響評価書の検討に必要な専門的な知見を有する者の中から選定しています。選定された学識経験者の氏名、所属の公表を行うとともに、検討会は公開で開催し、資料、議事録を公表するなど、公平性・透明性の確保に努めています。</p> <p>なお、検討会では審議の公平性・透明性の確保の観点から、参画する委員が、申請企業等の役職員に就任していたり、申請者から研究費を受けている場合等は、当該審査に加わらないこととしています。</p> <p>検討会の委員名簿、資料、議事録等については、農林水産省ホームページ (http://www.saffrc.go.jp/docs/committee/diversity/top.htm) で公表していますのでご覧下さい。</p> <p>遺伝子組換え農作物の審査が終了した後には今回のように、意見・情報の募集（パブリックコメント）により、広く国民の皆様からご意見をお伺いすることとしています。</p>		
11	学識経験者・パブリックコメント関係	<p>知らないところで勝手に話が進んでいるように思います。インターネットによる情報入手が難しい方への配慮がない</p>	<p>意見・情報の募集（パブリックコメント）については、毎回、募集を開始する際に、マスメディア向けの記者発表（プレスリリース）を行うとともに、農林水産省や環境省での情報提供やホームページを通じて広くお知らせし、国民の皆様からご意見をお伺いすることとしています。</p>	17

	<p>と思います。パブリックコメントの募集などマスコミ等を通じもっと周知してください。専門用語も多く分かりにくいです。</p>	<p>また、第一種使用規程の承認の可否を含め、生物多様性の確保のため必要な施策に適宜反映していくこととしています。具体的には、寄せられたご意見等について、審査・評価の結論に影響するような新たな知見の提供があるかどうか等について科学的に検討した上で、その他の意見・質問についても分類・集約して、毎回、農林水産省及び環境省のホームページにおいて回答を公表しています。</p> <p>遺伝子組換え生物の使用等については、日本版バイオセーフティクリアリングハウス（アドレス：http://www.bch.biadic.go.jp/）や農林水産省ホームページ（アドレス：http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/index.html）において、カルタヘナ法に基づく規制の内容や、我が国で使用等が承認された遺伝子組換え生物等について、情報提供を行っています。</p>													
その他	<p>上記のご意見に加えて、以下のご意見がありました。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・食品の安全性について</td> <td>133件</td> </tr> <tr> <td>・飼料の安全性について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>・表示について</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>・除草剤について</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>・開発国・企業について</td> <td>106件</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>27件</td> </tr> </tbody> </table>			・食品の安全性について	133件	・飼料の安全性について	6件	・表示について	17件	・除草剤について	26件	・開発国・企業について	106件	・その他	27件
・食品の安全性について	133件														
・飼料の安全性について	6件														
・表示について	17件														
・除草剤について	26件														
・開発国・企業について	106件														
・その他	27件														

注 件数欄の件数は重複もあるため、合計が意見提出数と一致しません。